2026年11月20日

各　位

会 社 名　　北陸電気工業株式会社
代表者名　　代表取締役社長　下坂　立正
（コード：6989、東証スタンダード市場）
問合せ先　　取締役　経営改革本部長　西村　裕司
（TEL．076－467－1111）

（訂正）「株式会社BCJ-116による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について

株式会社 BCJ-116（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、当社が2026年11月10日に公表しました「株式会社BCJ-116による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本プレスリリース」といいます。）の記載内容に一部訂正すべき事項が生じましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

I.　本プレスリリースの訂正内容

３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

（２）意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

（訂正前）

＜前略＞

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年11月10日付で、①株式会社フェローテック（以下「フェローテック」といいます。）との間でその所有する当社株式（1,048,800株、所有割合（注）：13.36%、株主順位（当社有価証券報告書における2026年３月31日時点の株主順位をいいます。以下同じです。）：第１位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（フェローテック）」といいます。）を、②株式会社北國銀行（以下「北國銀行」といいます。）との間でその所有する当社株式（158,365株、所有割合：2.02%、株主順位：第６位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（北國銀行）」といいます。）を、③前田建設工業株式会社（以下「前田建設工業」といいます。）との間でその所有する当社株式（149,000株、所有割合：1.90%、株主順位：第７位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（前田建設工業）」といいます。）を、④株式会社富山銀行（以下「富山銀行」といい、フェローテック、北國銀行及び前田建設工業と総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）との間でその所有する当社株式（139,800株、所有割合：1.78%、株主順位：第８位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（富山銀行）」といい、本応募契約（フェローテック）、本応募契約（北國銀行）及び本応募契約（前田建設工業）と総称して、以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する当社株式合計1,495,965株（所有割合：19.06%。本応募合意株主が応募する旨を合意した当社株式を個別に又は総称して、以下「本応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026 年 11 月 10 日付で、①株式会社フェローテック（以下「フェローテック」といいます。）との間でその所有する当社株式（1,048,800 株、所有割合（注）：13.36%、株主順位（当社有価証券報告書における 2026 年３月 31 日時点の株主順位をいいます。以下同じです。）：第１位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（フェローテック）」といいます。）を、②株式会社北國銀行（以下「北國銀行」といいます。）との間でその所有する当社株式（158,365 株、所有割合：2.02%、株主順位：第６位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（北國銀行）」といいます。）を、③前田建設工業株式会社（以下「前田建設工業」といいます。）との間でその所有する当社株式（149,000 株、所有割合：1.90%、株主順位：第７位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（前田建設工業）」といいます。）を、④株式会社富山銀行（以下「富山銀行」といい、フェローテック、北國銀行及び前田建設工業と総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）との間でその所有する当社株式（139,800 株、所有割合：1.78%、株主順位：第８位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（富山銀行）」といい、本応募契約（フェローテック）、本応募契約（北國銀行）及び本応募契約（前田建設工業）と総称して、以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する当社株式合計 1,495,965 株（所有割合：19.06%。本応募合意株主が応募する旨を合意した当社株式を個別に又は総称して、以下「本応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

加えて、公開買付者は、2026 年 11 月 17 日付で、北陸銀行（以下に定義されます。）との間で、その所有する当社株式（301,407 株、所有割合（注）：3.84%、株主順位：第５位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を締結したとのことです。

＜後略＞

（６）公開買付けに係る重要な合意

（訂正前）

＜前略＞

⑤　本応募契約（富山銀行）

公開買付者は、富山銀行との間で、2026 年 11 月 10 日付で本応募契約（富山銀行）を締結し、本応募合意株式の全て（139,800 株、所有割合：1.78%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。また、本応募契約（富山銀行）において、以下の内容を合意しているとのことです。

なお、本応募契約（富山銀行）を除いて、公開買付者と富山銀行との間で本公開買付けに関する合意は締結されておらず、本公開買付価格による応募の対価の支払を除き、富山銀行に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はないとのことです。

（ア）富山銀行は、本応募契約（富山銀行）の締結日から本決済開始日までの間、本応募合意株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含みますが、これに限りません。）を行わず、また、当社株式又は当社株式に係る権利の取得を行わないものとされているとのことです。

（イ）富山銀行は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約（富山銀行）で企図される取引と明確に競合、矛盾又は抵触する行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾又は勧誘を含む。）を行わず、かつ行わせないものとされているとのことです。また、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされているとのことです。ただし、（ウ）に従い、本応募契約（富山銀行）を解除することができる場合はこの限りではないとのことです。

（ウ）（イ）の規定にかかわらず、本応募契約（富山銀行）の締結後、本公開買付期間の末日（本⑤において、以下「本公開買付期間満了日」といいます。）までに、公開買付者以外の者から、本公開買付けの買付価格を５%以上上回る金額に相当する取得対価（金銭、株式その他種類を問いません。）により当社株式を取得（公開買付け、組織再編その他方法を問いません。）する旨の申出、提案、公表等（本⑤において、以下「対抗提案」といいます。）が行われた場合には、富山銀行は、公開買付者に対して、本公開買付けの買付価格の変更について協議を

申し入れることができるとのことです。この場合、公開買付者が、当該申入れの日から起算して５営業日を経過する日若しくは本公開買付期間満了日の前日のいずれか早い方の日までに、本公開買付けの買付価格を対抗提案に係る取得対価を上回る金額に変更しない場合には、富山銀行は、本公開買付けに応募する義務を負わず、富山銀行が既に本公開買付けへの応募をしていた場合には、損害賠償、違約金その他名目を問わず何らの金銭の支払いをすることなく、またその他何らの義務、負担又は条件を課されることなく、富山銀行は、本応募合意株式全てにつき、本公開買付けへの応募を撤回し対抗提案に応じることができるものとし、また、本応募契約（富山銀行）を解除することができるものとされているとのことです。

（エ）富山銀行は、本応募契約（富山銀行）の締結日から本決済開始日までの間、本応募契約（富山銀行）に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権（会社法第 297 条）、株主提案権（会社法第 303 条乃至第 305 条）その他の株主権を行使してはならないものとされているとのことです。

（オ）富山銀行は、本応募契約（富山銀行）の締結日から本決済開始日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、次の議案が上程されるときは、その保有する当社株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされているとのことです。対象となる議案は、(i)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii)株主提案に係る議案、及び(iii)可決されれば当社グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案とのことです。但し、公開買付者が事前に書面で承諾した議案については、賛成の議決権を行使するものとされているとのことです。

（カ）本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が本決済開始日以降に開催される場合、富山銀行は、本応募合意株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利行使するものとされているとのことです。また、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執るものとされているとのことです。

（キ）富山銀行及び公開買付者は、本応募契約（富山銀行）の締結日以降、(i)自らの表明及び保証（注７、注８）が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は(ii)自らの本応募契約（富山銀行）上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとされているとのことです。

（注７）本応募契約（富山銀行）において、富山銀行は、公開買付者に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産手続等の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等、⑧当社株式の保有について表明及び保証を行っているとのことです。

（注８）本応募契約（富山銀行）において、公開買付者は、富山銀行に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢力等との取引の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

その他、本応募契約（富山銀行）においては、本応募契約（富山銀行）に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められているとのことです。また、本応募契約（富山銀行）においては、(a)公開買付者が法その他適用ある法令等に従い本公開買付けを適法に撤回した場合、(b)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、(c)本公開買付けが 2026 年 11 月 30 日までに開始されなかった場合、又は(d)富山銀行が(ウ)の規定に従い、対抗提案に応じた場合若しくは本応募契約（富山銀行）を解除した場合が終了事由として規定されているとのことです。

（訂正後）

＜前略＞

⑤　本応募契約（富山銀行）

公開買付者は、富山銀行との間で、2026 年 11 月 10 日付で本応募契約（富山銀行）を締結し、本応募合意株式の全て（139,800 株、所有割合：1.78%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。また、本応募契約（富山銀行）において、以下の内容を合意しているとのことです。

なお、本応募契約（富山銀行）を除いて、公開買付者と富山銀行との間で本公開買付けに関する合意は締結されておらず、本公開買付価格による応募の対価の支払を除き、富山銀行に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はないとのことです。

（ア）富山銀行は、本応募契約（富山銀行）の締結日から本決済開始日までの間、本応募合意株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含みますが、これに限りません。）を行わず、また、当社株式又は当社株式に係る権利の取得を行わないものとされているとのことです。

（イ）富山銀行は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約（富山銀行）で企図される取引と明確に競合、矛盾又は抵触する行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾又は勧誘を含む。）を行わず、かつ行わせないものとされているとのことです。また、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされているとのことです。ただし、(ウ)に従い、本応募契約（富山銀行）を解除することができる場合はこの限りではないとのことです。

（ウ）(イ)の規定にかかわらず、本応募契約（富山銀行）の締結後、本公開買付期間の末日（本⑤において、以下「本公開買付期間満了日」といいます。）までに、公開買付者以外の者から、本公開買付けの買付価格を５％以上上回る金額に相当する取得対価（金銭、株式その他種類を問いません。）により当社株式を取得（公開買付け、組織再編その他方法を問いません。）する旨の申出、提案、公表等（本⑤において、以下「対抗提案」といいます。）が行われた場合には、富山銀行は、公開買付者に対して、本公開買付けの買付価格の変更について協議を申し入れることができるとのことです。この場合、公開買付者が、当該申入れの日から起算して５営業日を経過する日若しくは本公開買付期間満了日の前日のいずれか早い方の日までに、本公開買付けの買付価格を対抗提案に係る取得対価を上回る金額に変更しない場合には、富山銀行は、本公開買付けに応募する義務を負わず、富山銀行が既に本公開買付けへの応募をしていた場合には、損害賠償、違約金その他名目を問わず何らの金銭の支払いをすることなく、またその他何らの義務、負担又は条件を課されることなく、富山銀行は、本応募合意株式全てにつき、本公開買付けへの応募を撤回し対抗提案に応じることができるものとし、また、本応募契約（富山銀行）を解除することができるものとされているとのことです。

（エ）富山銀行は、本応募契約（富山銀行）の締結日から本決済開始日までの間、本応募契約（富山銀行）に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権（会社法第 297 条）、株主提案権（会社法第 303 条乃至第 305 条）その他の株主権を行使してはならないものとされているとのことです。

（オ）富山銀行は、本応募契約（富山銀行）の締結日から本決済開始日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、次の議案が上程されるときは、その保有する当社株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされているとのことです。対象となる議案は、(i)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii)株主提案に係る議案、及び(iii)可決されれば当社グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案とのことです。但し、公開買付者が事前に書面で承諾した議案については、賛成の議決権を行使するものとされているとのことです。

（カ）本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が本決済開始日以降に開催される場合、富山銀行は、本応募合意株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利行使するものとされているとのことです。また、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執るものとされているとのことです。

（キ）富山銀行及び公開買付者は、本応募契約（富山銀行）の締結日以降、(i)自らの表明及び保証（注７、注８）が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は(ii)自らの本応募契約（富山銀行）上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとされているとのことです。

（注７）本応募契約（富山銀行）において、富山銀行は、公開買付者に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産手続等の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等、⑧当社株式の保有につい

て表明及び保証を行っているとのことです。

（注８）本応募契約（富山銀行）において、公開買付者は、富山銀行に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢力等との取引の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

その他、本応募契約（富山銀行）においては、本応募契約（富山銀行）に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められているとのことです。また、本応募契約（富山銀行）においては、(a)公開買付者が法その他適用ある法令等に従い本公開買付けを適法に撤回した場合、(b)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、(c)本公開買付けが 2026 年 11 月 30 日までに開始されなかった場合、又は(d)富山銀行が(ウ)の規定に従い、対抗提案に応じた場合若しくは本応募契約（富山銀行）を解除した場合が終了事由として規定されているとのことです。

⑥　本応募契約（北陸銀行）

公開買付者は、北陸銀行との間で、2026 年 11 月 17 日付で本応募契約（北陸銀行）を締結し、本応募合意株式 （北陸銀行）の全て（301,407 株、所有割合：3.84%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。また、本応募契約（北陸銀行）において、以下の内容を合意しているとのことです。

本応募契約（北陸銀行）を除いて、公開買付者と北陸銀行との間で本公開買付けに関する合意は締結されておらず、本公開買付価格による応募の対価の支払を除き、北陸銀行に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はないとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、北陸銀行から本決済開始日の前営業日までに、本銀行融資を受けることを予定しているとのことです。

（ア）北陸銀行は、本応募契約（北陸銀行）の締結日から本決済開始日までの間、本応募合意株式（北陸銀行）の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限りません。）を行わず、また、当社株式又は当社株式に係る権利の取得を行わないものとされているとのことです。

（イ）北陸銀行は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約（北陸銀行）で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）を行わず、かつ行わせないものとし、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされているとのことです。

（ウ）(イ)の規定にかかわらず、本応募契約（北陸銀行）の締結後、本公開買付期間の末日（本⑥において、以下「本公開買付期間満了日」といいます。）の２営業日前までに、公開買付者以外の者より本公開買付価格を５%以上上回る金額を１株当たりの買付価格とする当社の普通株式の全てを取得する旨の公開買付け（本⑥において、以下「対抗公開買付け」といい、対抗公開買付けにおける公開買付価格を、本⑥において、以下「対抗公開買付価格」といいます。）が開始された場合、又は当該対抗公開買付けに係る真摯かつ実現可能性（資金調達の確実性を含む。）のある法的拘束力を有する提案が当社に対してなされた場合において、本応募契約（北陸銀行）に定める自らの義務に違反がない限り、北陸銀行は、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができるとのことです。当該協議を申し入れた日から起算して 10 営業日を経過する日、又は本公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付者が本公開買付価格を対抗公開買付価格を上回る金額に変更しない場合、北陸銀行は(イ)の義務を免れることができるものとされているとのことです。ただし、対抗公開買付けの買付期間中に、本公開買付価格が対抗公開買付価格を上回ることとなった場合には、北陸銀行は、(ウ)の規定にかかわらず、本応募合意株式（北陸銀行）の全部を本公開買付けに応募するものとされているとのことです。

（エ）北陸銀行は、本応募契約（北陸銀行）の締結日から本決済開始日までの間、本応募契約（北陸銀行）に明 示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権（会社法第 297 条）、株主提案権（会社法第 303 条乃至第 305 条）その他の株主権を行使してはならないものとされているとのことです。

（オ）北陸銀行は、本応募契約（北陸銀行）の締結日から本決済開始日までの間に開催される当社

の株主総会において議決権を行使できる場合、(ⅰ)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ⅱ)株主提案に係る議案、及び(ⅲ)可決されれば当社グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する当社株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされているとのことです。ただし、公開買付者が事前に書面で承諾した議案については賛成の議決権を行使するものとされているとのことです。

(カ) 本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、北陸銀行は、本応募合意株式(北陸銀行)に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利行使するものとし、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置(もしあれば)を執るものとされているとのことです。

(キ) 北陸銀行及び公開買付者は、本応募契約(北陸銀行)の締結日以降、(ⅰ)自らの表明及び保証(注９、注 10)が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は(ⅱ)自らの本応募契約(北陸銀行) 上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとされているとのことです。

(注９) 本応募契約(北陸銀行)において、北陸銀行は、公開買付者に対して、①設立及び存続、②契約 の締結及び履行、③強制執行の可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産手続等の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等、⑧当社株式の保有について表明及び保証を行っているとのことです。

(注 10) 本応募契約(北陸銀行)において、公開買付者は、北陸銀行に対して、①設立及び存続、②契約 の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢力等との取引の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

その他、本応募契約(北陸銀行)においては、本応募契約(北陸銀行)に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められているとのことです。また、本応募契約(北陸銀行)においては、(a)公開買付者が、法その他適用ある法令等に従い本公開買付けを適法に撤回した場合、又は(b)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が終了事由として規定されているとのことです。

以 上